

告 示

埼玉県告示第二百三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

三 作業地域

荒川上流管内（埼玉県さいたま市西区大字植田谷本村新田地先から東京都板橋区新河岸三丁目地先まで）

四 作業期間

令和元年九月二日から令和二年六月三十日まで